

広島県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年八月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
竹原市新庄町字蕨山二三七八番八地先から 竹原市新庄町字蕨山二三九五番九地先まで	旧	八・〇〇〇 一・〇〇〇 一・〇〇〇 〇	一七二・〇〇	
竹原市新庄町字蕨山二三七七番三地先から 竹原市新庄町字蕨山二三九五番九地先まで	新	一・〇〇〇 〇 〇 〇	一六〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一〇五・〇〇 メートル